個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

(個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第

一条

個

人情報の保護に関する法律

(平成十五年法律第五十七号)

「第一節 個人情報取扱事

の一部を次のように改正する。

目次中 「 第 節 個 人情報取扱事業者の義務 (第十五条-第三十五条) _ を

第二節 仮名加工情報取

業者等の義務(第十五条―第三十五条)

に、「第二節 匿名加工情報取扱事業者等」を

扱事業者等の義務(第三十五条の二・第三十五条の三)」

匿名加工情報取扱事業者等」に、 「第三節 監督」 を 「第四節 監督」 に、 「第四節 民間 の保 団

体による個人情報の保護の推進 (第四十七条—第五十八条)」 を 第五節 民間団体による個 人情報

第六節 送達(第五十八条の二―第五

護の推進(第四十七条―第五十八条)

十八条の

五

に改める。

第二条第一項第一号中 「第十八条第二項」の下に「及び第二十八条第一 項 を加え、 同条第七項中

乊

は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの」を削り、 同条中第十項を第十二項とし、

第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において 「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定め

る措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個 人情報を加工

して得られる個人に関する情報をいう。

第 項第一号に該当する個 人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該

部 の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む

° •

第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(

当該 個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること

を含む。)。

10 この法律において 「仮名加 工情報取扱事業者」とは、 仮名加 工情報を含む情報の集合物であって、 特

定 の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定

の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(

第三十五条の二第一項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者

をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

第七条第二項第六号中「及び」を「、

第四章第一 節の節名中 「個人情報取扱事業者」 を 個 人情報取扱事業者等」 に改める。

仮名加工情報取扱事業者及び」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(不適正な利用の禁止)

第十六条の二 個人情報取扱事業者は、 違法又は不当な行為を助長し、 又は誘発するおそれがある方法に

より個人情報を利用してはならない。

第二十条中「き損」を「毀損」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(漏えい等の報告等)

第二十二条の二 個人情報取扱事業者は、 その取り扱う個人データの漏えい、 滅失、 毀損その他の個人デ

個 報保護委員会規則で定めるところにより、 生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。 委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 人情 タの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個 報取扱事業者から当該個人データの 取扱 当該事態が生じた旨を当該他 ĺ, の全部又は一 ただし、当該個人情報取扱事業者が、 部の委託を受けた場合であって、 \mathcal{O} 個 人情 報取扱事業者 当該事 人情報保護 に 個 通 人情 知 他 態 が \mathcal{O}

2 は、 ばならない。 前 本人に対し、 項に規定する場合には、 ただし、 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれ 個人情 報取扱事業者 (同項ただし書の規定による通知をした者を除く。) 当該事態が生じた旨を通知しなけれ

この

限りで

ない。

第二十三条第二項中 (要配慮個 人情報を除く。 以下この項において同じ。)」を削り、 同項に次のた

だし書を加える。

に代わるべき措置をとるときは、

この限りでない。

ただし、 第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第十七条第一項の規定に違反して取得

されたもの若しくは他 の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又

は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

第二十三条第二項中第五号を第七号とし、 第四号を第六号とし、 第三号を第五号とし、 第二号を第三号

とし、 同号の次に次の一 号を加える。

兀 第三者に提供される個人データ \hat{O} 取得 の方法

第三者への提供を行う個

第二十三条第二項中第一号を第二号とし、 同号の前に次の一号を加える。

表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。 以

人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

下この条、第二十六条第一項第一号及び第二十七条第一項第一号において同じ。)の氏名

第二十三条第二項に次の一号を加える。

八 その他個・ 人の権 利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

第二十三条第三項中 「前項第二号、 第三号又は第五号」 を 「前項第一号に掲げる事項に変更が あ ったと

き又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、 同項第三号から第五号まで、 第七号

その代

住 又は第八号」 及び住所並びに法人にあっては、 に改め、 を削 . 所 又は法人にあっては、 り、 「若しくは名称を変更する場合は、 に、 あらかじめ」を削り、 「変更する場合は、 その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、 その代表者の氏名」を加え、 同条第五項第三号中 変更する内容」を「変更しようとするときはあらかじめ、 変更する内容について、 「及び」を「並びに」に改め、 同条第六項中 あらかじめ」を「、 「利用する者の 同号に規定する利用 「名称」 名称若, 利 用 の 下 に その旨」 目 する者 しくは 的 又は

措置」 の下に「 兀 1条中 - (第三項において のを除く。 以下この条」 「相当措置」という。)」を加え、 の下に「及び第二十六条の二第一項第二号」 「者を除く。 以下この条」を を、 相 当する 「者を

除く。

以下この項及び次項並びに同号」に改め、

同条に次の二項を加える。

 \mathcal{O}

利

用

目

的

又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあら

かじめ、

その旨について」

に

改

め

る。

2 が 規 講 則で定めるところにより、 個 ず 人情報1 る個 人情報 取 扱事業者は、 の保護の ため 前 項 あらかじめ、 の措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供 の規定により本人の同意を得ようとする場合には、 当 該 外国に おける個 人情 報 の保 護に関する制 個 人情報保護委員会 度 当 該 しなけれ 第三者

ばならない。

3 個 人情 報取扱事業者は、 個人データを外国にある第三者 (第一項に規定する体制を整備している者に

限る。)に提供した場合には、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 当該第三者による相

措置 \mathcal{O} 継 続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、 本人の求めに応じて当該必要な措

置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

第二十五条第 項 中 「次条」 の 下 に 「(第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む

を加え、 同 項ただし書中 「前条」 を 「前条第一項」 に改め á

第二十六条第 項 第 一 号中「 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、

代表者又は管理人)」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第二十六条の二 個 人関連 情 報 取 扱事 業者 個個 人関連情報データベ] ス 等 (個 人関連情報 (生存する個人

に関する情報であって、 個 |人情| 報、 仮名加 工 情 報及び匿名加 工 一情報の 1 ずれに も該当し な 1 ŧ \mathcal{O} を いう

以下同じ。) を含む情報の集合物であって、 特定の個 人関 (連情報を電子計算機を用いて検索すること

0

その

関連: て、 てい 体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。 ができるように体系的に構成したものその他特定の個 することが想定されるときは、 情 る者であって、 あらかじ 報 (個 8 人関連情 個 人情報保 第二条第五項各号に掲げる者を除い 報データベース等を構成するものに限る。 護委員会規則で定めるところにより確認することをしない 第二十三条第一 項各号に掲げる場合を除くほ 人関連情報を容易に検索することができるように たものをいう。 以下この項において同じ。 以下同じ。) 以下同じ。) か、 を個人データとして取得 次に掲げる事 は、 で、 を事業の用 当該. 第三者が 個 項 に供 12 人関 個 つ 連 人

タとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。 当該第三者が個 人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人デー 情

報を当該第三者に提供してはならな

保護 当該 外国にある第三者への提供にあっては、 委員会規則で定めるところにより、 第三者が .講ずる個 人情報の 保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人 あら 前号の本人の同 かじめ、 当 該 外国 .意を得ようとする場合において、 における個 |人情| 報の 保護に関す 個 [人情報 る制 度

に提供されていること。

- 8

2 合について準用する。 第二十四条第三項の規定は、 この場合において、 前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場 同条第三項中 「講ずるとともに、 本人の求めに応じて当該必

要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、

「講じ」と読み替えるものとする。

3 <u>つ</u> 7 前 て準 条第二 用する。 項から第四項までの この場 合におい 規定は、 て、 同 第一 条第三項中 項の規定により $\overline{\mathcal{O}}$ 提供を受けた」 個 人関連情 とあるの 報取 扱事 業者 は、 が 「を提供 確 認する場合に した」 لح

読

み替えるものとする

え、 しくは第三項」を「、 同項第三号中 七 条第 項第一 「次条第一項」の下に 第三項若しくは第五項」に改める。 号中 「名称」 の 下 に 「(同条第五項において準用する場合を含む。)」 「及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名」 を加え、 を加 一若

た方法 あっては、 る方法による開 第二十八条第 (当該方法による開 書面 一項中 示 の交付による方法)」 に改め、 開 示 示 に多額 同 を 条第二項中 「電磁的記録 $\widetilde{\mathcal{O}}$ に改め、 費用を要する場合その他の当該方法による開 「政令で定める方法」 同条第三項中 の提供による方法その他の個 「全部又は」 を 同 項 を \mathcal{O} 規定により当該 人情報保護委員会規則で定め 「全部若しくは」に、 示 が 木 難 である場合に 本 人 が 請 「とき 求

又は」を「とき、」に、 「ときは」を「とき、 又は同 項の規定により本人が請求した方法による開示が困

難であるときは」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第 項から第三項までの規定は、 当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二

十六条第三項 の記録 (その存否が明らかになることにより公益その他 の利 益が害されるものとして政令

で定めるものを除く。 第三十二条第二項にお いて 「第三者提供記録」という。)につい て準用する。

第三十条第 項中 「第十六条」 の 下 に 「若しくは 第十六条の二」 を加え、 「とき又は」 を 「とき、 又は

に改め、 同 条第一 五項中 第 一項」 及び 「第三項」 の 下 に 「若しくは第五項」 を加え、 同 項を同条第 七 項

とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 本 人は、個人情報取扱事業者に対し、 当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事 業

者が 利用する必要がなくなった場合、 当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二条の二第

項本文に規定する事態が 生じた場合その)他当· 該 本人が 識別される保有個 人デー タの 取 扱 ٧١ により り当該本

人の 権 利又 は 正 当な利 益が害されるおそれが ある場合には、 当該保有個 人データの 利 用停止等又は第三

者への提供の停止を請求することができる。

6 個 人情報取扱事業者は、 前項の規定による請求を受けた場合であって、 その請求に理由があることが

判 崩 したときは、本人の権 利利益の侵害を防止するために必要な限度で、 遅滞なく、 当該保有個

タの 利 用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。 ただし、 当該保有個 人デ ・タの利

用 停 止 等又は第三者 の提供 の停止に多額 \mathcal{O} 費用を要する場合その他 の利用停 止 等又は第三者 \mathcal{O} 提 供

の停 止 を行うことが 困難な場合であって、 本人の権 利利 益を保護するため必要なこれに代わるべ き措置

をとるときは、この限りでない。

第三十一条中 「第二十八条第三項」 の 下 に (同条第五 一項に お いて準用する場合を含む。)」を加え、

「前条第五項」 を 「前条第七項」に、 「場合は」を「場合には」に改める。

第三十二条第一項中 「第二十八条第一項」の下に「(同条第五項にお いて準用する場合を含む。 次条第

項及び第三十四条において同じ。)」 を加え、 「若しくは第三項」を 一、 第三項若しくは第五 項 に改

め、 同 条第二項中 「を特定する」 を 「又は第三者提供記録を特定する」に、 「の特定」 を 「又は当該第三

者提供記録の特定」に改める。

第三十四条第 項及び第三項中 「若しくは第三項」 を 第三項若しくは第五項」 に改める。

第四 十七 条第一 項 中 個 人情報取扱事業者等 7の個. 人情報等」 を 個 人情報取扱事業者等 (個 人関連 情 報

取 扱 事 業者を除く。以下この節において同じ。 0) 個 人情報等 (個 人関連情報を除く。 以下この節 に お

て同じ。 に改め、 同条第三項中 「その旨」の下に (第二項の 規定により業務の範 囲を限定する認

項 を 第 項」 に改い め、 同 項を同条第三項とし、 同 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に 次 \mathcal{O} 項 É 加える。

にあっては、

その

認定に係る業務

の範囲を含む。)」

を加え、

同

項

でを同り

条第四項とし、

同

条第二

一項中

「前

とができる。

2

前

項

 \mathcal{O}

認

定は、

対象とする個

人情

報取扱事業者等

 \mathcal{O}

事

業の

種

類

その

他

 \mathcal{O}

業務

 \mathcal{O}

範囲

[を限定して行うこ

第四十九条の次に次の一条を加える。

(変更の認定等)

第四十九条の二 第四十七条第 項の 認定 (同条第二項の規定により業務の範 囲を限定する認定を含む。

次条第 一項及び第五十八条第 項第五号にお いて同じ。 を受けた者 は、 その 認定に係る業務 \mathcal{O} 範 囲 を

変更しようとするときは 個 人情 報 保護委員 会 0 認定を受けなければならない。 ただし、 個 人情 報保 護

委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、 前項の変更の認定について準用する。

十条第一 項中 「認定を」 を 「認定 (前条第一項の変更の認定を含む。) を」に改める。

第五 十一条第 項中 「当該認定 個 人情報保護団体の構成員である個人情報取 扱事業者等又は」

同項に後段として次のように加える。

の場合において、 第五十三条第四 「項の規定による措置をとったに もか か わらず、 対象事業者 が 同 条

第一 項 に規定する個 人情 報 保 護指針 を遵守 しな いときは、 当 該 対象事業者を認定業務 \mathcal{O} 対 象 か ら除 外 す

ることができる。

第五十三条第一項中 「又は」 の 下 に 「仮名加工情報若しくは」を加える。

第五 十八条第一項第五号中 「認定」 の 下 に 「又は第四十九条の二第一項の変更の認定」 を加える。

第四章第四節を同章第五節とする。

第四 + -条 第 項中 前 二節」 を 「前三節」 に改め、 $\overline{}$ 個 人情報取扱事 業者」 の 下 に 個 人関連 情 報

取 扱 事 業者、 仮名加 工 情 報取 扱事業者」 を加え、 「に対し、 個 人情報」 を 「そ \mathcal{O} 他 0 関 係者に対 個

報、 個 人関 連 情 報、 仮名加 工 一情報」 に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 事務所」 を 「その他の 関係 者 の事 務 所 に改める。

情

第四十一条中「前二節」を「前三節」に改める。

情報 違反した場合、 三十三条第二項、 む 定を第三十五 の規 項若しくは第二十六条の二第三項にお 第二項を除き、 十二条の二」 を第三十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、 第四 第四十二条第一項中 に改め、 定に 取 扱 項若しくは第五項、第三十三条第二項」を 事業者が第二十六条の二第一項若しくは同 より読み替えて適用する場合を含む」に、 に、 条 「第一項」の下に「 仮名加工情 第一項ただし書 の二第六項 第三十五条の二 「第四項を除く」を 「第十八条まで」を「第十七条まで、第十八条 報取扱事業者が第三十五条の三第一項若しくは同条第二項において読み替えて の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含 (第四項及び第五項を除く。)」に、 (第五項において準用する場合を含む。)」を加え、 į١ 「第四項を除き、 て読み替えて準 「第三十条 条第二項におい 「第二十五条」 第五項及び第六項の規定を第三十五条の二第六項 用する第二十六条第三項若しく (第一項、 を て読み替えて準用する第二十 「第二十 (第一項、 第三項及び第五項を除く。) 「場合又は」を ·五条 第三項及び第四項の規定 「第二十二条」 (第 第二項 、は第四 「場合、 「第三十条第二項 項 ただだ を除 項 個 辺 < し書 \mathcal{O} 規定に 条第三 人関 を \mathcal{O} 第 規 連

第六項 改め、 条まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は」に改め、 扱事 しく 準用する第二十三条第五項若しくは第六項若しくは第三十五条の三第三項において読み替えて準用する第 二十条から第二十二条まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は」 業者が 第二十四条」を「第二十四条第一項若しくは第三項、 いから第二 同 同条第三項中「、 条第二項にお 第三十五条の三第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十二 八項まで」に、 いて読 第十七条」を「から第十七条まで」に、「第二十二条」を「第二十二条の二」 み替えて準用する第二十四条第三項 「場合又は」を 「場合、 個 人関連 第三十五条の二第一項から第三項まで若しくは 情報取扱 の規定に違反した場合、 事業者が第二十六条の二第 仮 同条に次の一 名加 工 情 項若 報 に に 取

4 扱 事 個 業者等がその命令に違反したときは、 人情報保護委員会は、 前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取 その旨を公表することができる。

項を加える。

くは第三 第四 + 項の規定による」を加え、 应 1条第 項中 「第四十二条」 「第四十条第一項」を「第二十二条の二第一項、 を 「第四十二条第一項」 に改め、 「又は」 の 下 に 第四十条第 同 条第 一項若し 項、 第

五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、 第百

第百三条、 第百五条、 第百六条、 第百八条及び第百九条、 第五十八条の四並びに第五十八条の五」に改め

る。

第四十五条中「前二節」を「前三節」に改める。

第四

章

中第三節を第四節とし、

第二節を第三節とし、

第

節の次に次の一

節を加える。

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第三十五条の二 個 人情報取扱事業者は、 仮名加工情報 (仮名加工情報データベース等を構成するものに

限る。 以下同じ。) を作成するときは、 他の情報と照合しない限り特定 の個人を識別することができな

1 ようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 個 人情報を加 エ し

なければならない。

2 個 人情 報取 扱事業者は、 仮名加 工 情報を作成したとき、 又は仮名加 工情報及び当該仮名加 工 情 報 に係

る削 除 情 報等 (仮名加) 工情! 報 の作成に用 いられた個 人情報から削 除され た記述等及び個 人識別符号並

替えて準用する第七項において同じ。) なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 に前項の規定により行われ た加工の方法に関する情報をいう。 を取得したときは、 削除情報等の漏えいを防止するために必 削除情報等の安全管理のための措置を講じ 以下この条及び次条第三項にお いて読み

なけ

ればならない。

3 十六条 用 目 仮 的 名 \mathcal{O} \mathcal{O} 加 規定に 達 工 成に 情報取扱事業者 . 必要な範囲を超えて、 か カゝ わ らず、 (個 法令に基づく場合を除くほ 人情報取扱事業者である者に限る。 仮 名加 工情 報 (個 か、 人情報であるも 第十五条第 以下この条におい のに限る。 項 \mathcal{O} 規 定により特定さ 以下この条に て同じ。) は、 お れ た利 第 7

同じ。

)を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第十八条の規定の適用については、 又は公表する」 又は公表し」 とあるのは とあるのは 「公表し」と、 「公表する」とする。 同条第四項第一号から第三号までの規定中 同条第一項及び第三項中 「本人に通 「、本人に通 知 知

5 0 たときは、 仮 名 加 工 情報取扱事業者 当該個-人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。 は 仮 名 加 工情報 である個 人デー タ及び削除情報等を利用する必要が この場合 なくな

においては、第十九条の規定は、適用しない。

6 ず、 中 項 \mathcal{O} 中 場合において、第二十三条第五項中 仮 名加 法令に基づく場合を除くほか、 本人にる 第二十五条第 本人に通 工情報取扱事業者は、 通知し、 知 Ļ 項ただ 又は・ 又は 本人が容易に知り し書中 本人が容易に知り得る状態 第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定にか 仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならな 「第二十三条第一項各号又は第五項各号の 「前各項」 得る状態に置い とあるのは に置 て か 「第三十五条の二第六項」と、 なけ とある ħ ば \mathcal{O} とある は 「公表して」と、 1 ずれか 0 は 「公表) (前 同 条第 同 な 項第三号 · 条第六 か け 項 わら れ \mathcal{O}

条第 規定による個人データの提供にあっては、第二十三条第一項各号のいずれか)」 項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは とあり、 「法令に基づく場 及び第二十六

合又は第二十三条第五項各号のいずれか」とする。

7 5 ħ 仮 た 名 個 加 工 人情報に係る本 情報取扱事 業者 人を識 は、 仮 別す 名 るために、 加工情報を取 当 該 り扱うに当たっては、 仮 名 加 工 情報 を他 \mathcal{O} 情 当該 報と照合して 仮 名 加工 情報 は なら の作 :成に用 な \ \ \ 1

8 仮 名加 工情報取扱事業者は、 仮名加工情報を取 り扱うに当たっては、 電話をか け、 郵便若しくは 民間

の 情 信 付 事業者による信書の送達に関する法律 便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により 報 又は 通信 電報を送達し、 住居を訪問するために、 \mathcal{O} 技術を利用する方法であって個 ファクシミリ装置若しくは電磁的方法 当該仮名 (平成十四年法律第九十九号) 加工情 人情報保護委員会規則で定めるもの 報に含まれる連絡先その (電子情報処理 第二条第六項に規定する 他 組 0 織を使用する方法その 情 をいう。 報 を利用 を用 しては 般信 V) なら て送 他 送 書

9 第十五条第二項、 仮 名 加工 情 報、 第二十二条の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、 仮名加 工情 報である個 人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、 適用 しない。

な

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第三十五条の三 あるものを除く。 仮名加工情 次項及び 第三項に 報取扱事業者は、 お いて同じ。 法令に基づく場合を除くほか、 を第三者に提供してはならな 仮名 加 工情報 (個 人情報

2 に お 第二十三条第五項及び第六項 いて、 同条第五項中 「前 各項」 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定は、 とあるのは 仮 名 加 「第三十五条の三第一項」と、 工 情 報 \mathcal{O} 提供を受ける者につい 同項第一 て準 甪 でする。 号 中 個 この場合 人情 報

るの 取扱事業者」とあるのは 容易に知り得る状態に置いて」とあるのは は 「仮名加工情報取扱事業者」と、 「仮名加工情報取扱事業者」と、 「、本人に通知し、 「公表して」と、 同項第三号中「、 同条第六項中 又は本人が容易に知り得る状態に置か 個 本人に通知し、 人情報取扱事業者」 又は本人が とあ なけ

れば」

とあるのは

「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 又は 事 業者による仮 第二十条から第二十二条まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項 毁 損 とある るのは 名加 工情報 「漏え \bigcirc \ \ _ 取 扱 と、 1 について準用する。 前条第七項中「ために、」とあるのは この場合にお いて、 の規定は、 第二十条中 「ために、 仮名加 削除情報 漏 工 え 情 報等を取 報 滅 取 失 扱

第四章に次の一節を加える。得し、又は」と読み替えるものとする。

第六節 送達

(送達すべき書類)

第五十八条の二 による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、 第四 1十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による報告若しくは資料の提出 第五· の要求、 十六条の 第四十二条第 規定による報告 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 徴 規 収 定

第五 十七 条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、 個人情報保護委員会規則で定め

る書類を送達して行う。

2 第四十二条第二項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一 項の規定による

取 消 しに係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十五条第一項又は第三十条の 通 知は、 同 法第十

同 法第三十一 条にお いて読み替えて準用する場合を含む。 0) 規定は、 適用 しな

五.

条第

項及び第二項又は第三十条の

書類を送達して行う。

この場合にお

()

て、

同

法第十五条第

三項

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第五十八条の三 前条の規定による送達については、 民事訴訟法第九十九条、 第百一条、 第百三条、 第百

五条、 第百六条、 第百八条及び第百九条の規定を準用する。 この場合において、 同法第 九十九条第一 項

中 「執行官」とあるのは 個 人情報保護委員会の職員」 と 同法第百八条中 「裁判長」 とあり、 及び同

法第百 1九条中 「裁判所」 とあるのは 個 人情報保護委員会」 と読み替えるものとする。

(公示送達)

第五· 十八条の 匹 個 人情報保護委員会は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

- 送達を受けるべき者の住所、 居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- よることができず、 外国においてすべき送達について、 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定に
- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国 の管轄官庁に嘱託を発した

又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

後六月を経過してもその送達を証する書面 の送付が な い場合

- 公示送達は、 送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個
- \mathcal{O} 掲示場に掲示することにより行う。

2

3 公示送達は、 前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ず

る。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、 前項の期間は、 六週間とする。

(電子) 情報処 理組織 の使用

第五· 成十四年法律第百五十一号) 十八条の 五 個 人情 報保護委員会の職員が、 第三条第九号に規定する処分通知等であって第五十八条の二の規定により 情報 通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律 平

人情報保護委員会

書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、 同法第七条第一項の 規定により同法第六条第

項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、 第五 十八条の三において読み替えて準用 す

る民 事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面 の作成及び提出に代えて、 当該. 事

に 備えられたフ ア 1 ル に 記 録 L なけ 'n ば ならな

第六十一条第二号中

個

人情

報

 \mathcal{O}

取

扱

 \mathcal{O}

下に

個

人関

連

情

報

取扱事業者に

おけ

る個

人関

連

情

報

 \mathcal{O}

項を当

該電子情報処理

組

織を使用して個

人情

報保護委員会の

使用に係る電子計算

機

(入出力装置を含む

取 扱 個 人情 報 取 扱 事 *業者 及 び 仮 名 加 工 情 報 取 扱事業者における仮名加 工情 報 0 取 扱い」 を、 「監督) 並

びに個 人情報」 の 下 に 仮 名加工情報」 を加える。

第七十五条を次のように改める。

(適用 範囲

第七十五 条 この 法律 は、 個 人情 報取 扱事業者等が、 国内にある者に対する物品 又は役務 \mathcal{O} 提供 に 関 連し

て、 玉 内にある者を本人とする個 [人情報、 当該 個 人情報として取得されることとなる個 人 関 連 情 報 又は

当該 個 人情報を用いて作成された仮 名加 工情報若 しくは匿 |名加工: 情 記報を、 外国に お į, て取 り扱う場合に

ついても、適用する。

第七十六条第三項中「又は」を「、仮名加工情報又は」に、 「の取扱い」を「(個人関連情報を除く。

以下この項において同じ。)の取扱い」に改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十八条の二 この法律の施行に当たっては、 我が国が締結した条約その 他 の国際約束の誠実な履行を

妨げることがないよう留意するとともに、 確立された国際法規を遵守しなけ ればならない。

第八十四条を削り、 第八十三条を第八十四条とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

第八十三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条中 「該当する」の下に「場合には、 当該違反行為をした」を加え、 「三十万円」を「五十万

円」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十六条中「第八十三条」を「第八十四条」に改める。

第八十七条第一項中「第八十三条から第八十五条までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対し

ても、 」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、 同項に次の各号を加える。

一 第八十三条及び第八十四条 一億円以下の罰金刑

二 第八十五条 同条の罰金刑

第八十八条第一号中 「又は」 を \neg (第二十六条の二第三項において準用する場合を含む。) 又は」 に改

める。

(行政 手 続に おける特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二

十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の見出し中 「報告」を 「報告等」に改め、 同条中「、 個人情報保護委員会規則で定める

ところにより」 を削り、 「漏えい」の下に 一、 滅失、 毀損」 を加え、 「重大な事 態」 を 事 態で あ つて個

人の 権 利利益を害するおそれ が大きい ものとして個 人情報保護委員会規則で定めるもの」に、 「委員会に

報告するものとする」を 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、 当該事態が生じた旨を委員会

に報告しなければならない」に改め、 同条に次のただし書を加える。

ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、 他の個 人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用 事

個

人情報保護委員会規則で定めるところにより、

当

該事 態が生じた旨を当該 他 \mathcal{O} 個人番号利用事 務等実施者に通知したときは、 この限りでない。

務等の全部又は一部の委託を受けた場合であって、

第二十九条の四に次の一項を加える。

は、

本人に対し、

個

人情

報保護委員会規則で定めるところにより、

当 該·

事

態が生じた旨を通

知

2 前 項に規定する場合には、 個人番号利用事務等実施者 (同項ただし書 の規定による通知をした者を除

なければならない。ただし、本人への が通知が 困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要

なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第五十七条第一項中 「、第四十八条、第四十九条、 第五十一条又は第五十三条から第五十五条の二まで

の」を 「次の各号に掲げる」に、 「又は人に対しても、 を 「に対して当該各号に定める罰金刑を、 その

人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の 部改正

第三条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (平成二十九年法律第二十八号

)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(漏えい等の報告)

第二十四 |条の二 認定匿名加 工医 療情報作成事業者は、 認定事 業に関し管理する医療情 報等又は匿名加 工

医療情 報の 漏えい、 滅失、 毀損その 他 の医療情 報等又は匿名加工医療情報の安全の確保に係る事 態 で あ

って個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして主務省令で定めるものが生じたときは、 主務省

令で定めるところにより、 当該事態が生じた旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二十九条中 「第二十四条」 の 下 に 一、 第二十四条の二」 を加え、 同条 の表第十七条第 項の項 つの次に

次のように加える。

第二十四条の二ならない

ならない。ただし、当該認定医療情報等

扱受託 名 加 報作 業者に通知したときは、 業者又は た旨を当 で定めるところにより、 の委託を受けた場合であって、 取扱受託事業者が 工 成事 医 事業者から当該医療情報等又は 療情 該 他 業者又は他 ,<u>-</u> 認定匿 報の 認定医療情 取扱 名加 の認定医 認定匿名加 工 1 この限りでな 当該 :報等: 医 の全部又は一 療 取 情 事 療情 极受託 態 主務省令 工 報 が 医 報等 作 療情 生じ 成 部 事 取 事

号とし、 第二号を第三号とし、 同号の 次に次の一 号を加える。

下この項において同じ。)に」

に改め、

同項中

第五号を第七号とし、

第四号を第六号とし、第三号を第五

第三十条第

項中

「医療情

報に

を

「医療情

報

(偽りその他不正の手段により取得したものを除く。

以

兀 認定匿 名加 工医療情 報作 .成事 業者に提供され る医療情報 \mathcal{O} 取 得 の方法

第三十条第一項中第一号を第二号とし、 同号の前に次の一号を加える。

当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない

団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、 その代表者又は管理人。第三十三条第一項第

一号において同じ。)の氏名

第三十条第一項に次の一号を加える。

八 その)他個· .. 人 の 権利利 益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項

第三十条第二項中 「前項第二号、 第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、 変更する内容につ

いて、 主務省令で定めるところにより、 あらかじめ」を「前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又

八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、 は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第 その旨について、主務省令で定めるところによ

り」に改める。

第三十三条第一項第 号 中 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、 その

代表者又は管理人)」を削る。

第三十七条第一項及び第二項中「第二十四条」の下に「、第二十四条の二」を加える。

第四十六条中「該当する」の下に「場合には、 当該違反行為をした」を加え、 「五十万円」を「百万円

に改め、 同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中

を「とき。 」に改め、 同号を同条第三号とし、 同条第五号中「者」を「とき。」に改め、 同号を同条第四

号とする。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 第二十二条 (第二十九条において準用する場合を含む。) の規定に違反して、 認定事 業

に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に

利用した場合には、 当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、 又

はこれを併科する。

第四十八条中「第三号及び第五号」を「第四号」に、 「及び前条」を「、 第四十六条の二及び前条」 に

改める。

第四十九条第一 項 中 「第四十四条から第四十七条までの」を 一、 次の各号に掲げる」に、 「又は人に対

しても、 」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、 その人に対して」に改め、 同項に次の各号を加える。

一 第四十四条から第四十六条まで 一億円以下の罰金刑

二 第四十六条の二又は第四十七条 各本条の罰金刑

附 則

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 法 一律は、 公布 の 日 か ら起算して二年を超えな 1 範囲 |内において政令で定める日 から施行する。

ただし、 次の 各号に掲げる規 定 は、 当該各号に定める日 か ら施行する。

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

第一 条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、 同法第八十三条を同法第八十四条とし、 同

法第八十二条の次に一 条を加える改正規定、 同法第八十五条の改正規定、 同法第八十六条の改正 規定

び 同 法第八十七 一条の改一 正規定、 第二条中行政手 続に おけ る特定の 個 人を識 別するため 0 番号の 利 7用等に

関する法律第 五. 十七 条 \mathcal{O} 改 Ē 規定並 びに 第三条中医 療 分 野 \mathcal{O} 研 究 開 発 に資するため $\stackrel{\widehat{\mathcal{O}}}{\mathcal{O}}$ 匿 名 加 工 医 療 情 報

に関す る法律第四十六条の改正 規定、 同法第四 十六条の次に一 条を加える改正規定、 同法第四 十八条

改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過し

た日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める

日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第 一条の規定による改正 一後の個 人情報の保護に関する法律 (以 下 「新個 人情報保護法」という。)

第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日 (以 下

「施行日」という。)前においても、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 同項第一号、 第四

号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、 個人情報保護委員会に届

け出ることができる。この場合において、 当該通知及び届出は、 施行日以後は、 同項の規定による通知 及

び届出とみなす。

第三条 新 個 人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理につい て責任を有する者の

住所及び法人にあっては、 その代表者の氏名に相当する事項について、 施行日前に、 本人に通知されてい

るときは、 当該通知は、 同号の規定により行われたものとみなす。

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置

第四条 新個 人情報保護法第二十四条第二項の規定は、 個 人情報取 扱事業者が施行日以後に同条第 項の規

定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新 個 人 情 報保護法第二十四条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は 個 人 情 報取扱事業者が施行 日以後に個人デ タを同項に

規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置

第五条 施行日前になされた本人の 個 人関連情 報 0 取 扱 (1 に関する同意がある場合において、 その 同 意が 新

個 人情報保護法第二十六条の二第一項の 規定による個 人関連情報の第三者への提供を認める旨の同 意 に 相

当するものであるときは、 同 項 第一 号の 同 意が あ ったものとみなす。

2 新 個 人 情報保護法第二十六条の二第二項にお いて読み替えて準用する新 個 人情報保護法 第二十四 条第三

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は、 個 人 関 達 情 報 取 扱 事 ·業者が施行 日以後に個 人 関連 情報を同項に規定する外国にある第三者に

提供した場合について適用する。

、認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置

第六条 この法律の施行 の際現に認定個 人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、

施行 日において新個人情報保護法第五十一条第 一項の同意があったものとみなして、 同項の規定を適用す

る。

第七条

第三条の

規定による改正

後の

医

|療分野

 \mathcal{O}

研

究開

発に資するため

 \hat{O} 匿

名

加

工 医

療情

報

に関す

る法

律

第

(医 療分野の 研究開発に資するための)匿名加I 工医療情報に関する法律の 部改正に伴う経過措 置

三十条第 項の 規定により医 療 情 報 を認定匿 加 工医 |療情| 報作成事 ず業者に見 提供しようとする者は、 施 行

名

前にお いても、 主務省令で定めるところにより、 同項第一 号、 第四号及び第八号に掲げる事項に相当する

事項について、 本人に通知するとともに、 主務大臣に届け出ることができる。 この場合において、 当該 通

知及び届出は、 施行日以後は、 同項の規定による通知及び届出とみなす。

罰 則 0 適用 に関する経過措置

第八条 0) 法 律 、附則第 条第二号に掲げる規定にあっては、 当該規定) の施行前にした行為に対する罰

則の適 用については、 なお 従前 の例による。

日

(政令への委任)

第九条 0) 附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(梅香)

第十条 政 分府は、 この法律の施行後三年ごとに、 個 人情 報 の保護に関する国際的 動 向 情報 通信 技 術 の進 展

それに伴う個 人情報を活用 した新たな産業 0 創 出及び発展 0 状況等を勘案 į 新 個 人情 報保護 法 \mathcal{O} 施 行

 \mathcal{O} 状況 に つい て検討を加え、 必要があると認めるときは、 その 結果に基づい て所要 \mathcal{O} 措置を講ずる ŧ \mathcal{O}

する。

個 人情 報の 保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 個 人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律の一 部を改正する法律 (平成二十七年法律第六十五号) *(*) 部を次のように改正する。

附則第十二条第三項中「ごとに」を「を目途として」に改める。

理由

個 人情 報の保護及び有用性の確保に資するため、 個 人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人

拡大するとともに、 \mathcal{O} 通 知を義務付 け、 個人情報 個 人情 報に含まれる記述等 報等 \mathcal{O} 外国における取 \mathcal{O} 削 扱 除等により 1 に 対する個 他の 情 人情報 報と照合し \mathcal{O} 保護に関する法 ない 限り 特定 律 :の適E \mathcal{O} 個 人 用 を識 範 囲 別

することができないように加 工 した仮名加 工 情 報 \mathcal{O} 取 扱 11 に つ 1 ての規律を定める等の 必要がある。 これ が

、この法律案を提出する理由である。